

マイナンバー お届けのお願い

当社で投資信託のお取引をされているお客さまは、法律により当社へマイナンバーを届出いただく必要があります。マイナンバーのお届けがお済みではないお客さまは、当社へお届けをお願いします。

マイナンバーのお届けに必要な書類

マイナンバーカード



もしくは

運転免許証等（顔写真付き本人確認書類）



下記書類のいずれか1つ

- ・通知カード
（通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります）
- ・マイナンバー記載の住民票の写しの原本
- ・マイナンバー記載の住民票の記載事項証明書の原本



マイナンバーのお届け方法

お近くの窓口で、お申し出ください。

お届けには、来店予約サービスが便利です。ご予約のお客さまを優先的にご案内しております。ご予約いただくかご来店されたお客さまは、当日のお手続きが難しい場合もございますので、是非来店予約をご利用ください。住宅ローン、資産運用、保険、相続など、17時以降や土日祝にご相談いただける店舗もございます。

お届けに関しまして、ご不明点等は窓口へお問合せください。

ご予約はこちらから



りそな銀行



埼玉りそな銀行



関西みらい銀行

※みなと銀行のお客さまは、事前にお取引店舗へお問合せください。



りそな銀行 埼玉りそな銀行



関西みらい銀行



みなと銀行

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、2016年1月から開始された制度で、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤」として導入されました。



Q & A

Q

投資信託などの取引をしていると、なぜ金融機関にマイナンバーを届け出なければならないのですか？

A

法令により、お客さまには、マイナンバーの届出が義務付けられているためです。お客さまからの届出によって、行政機関における事務手続きの効率化やサービスの向上などが期待されています。

Q

届け出たマイナンバーは何に利用するのですか？

A

法令に基づき税務署に提出する法定書類の作成など、当社が定める利用目的の範囲内で利用します。

Q

マイナンバーを届け出ると、行政機関などに資産を知られてしまうのですか？

A

マイナンバーの届出をきっかけに、銀行が行政機関などに預貯金残高などをお知らせすることはありません。

マイナンバー制度の詳細については、
以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/>